



現行制度での問題点について労使で認識を一致する！

申17号通勤手当の精算による不利益の解消を求める申し入れ

3月6日申17号団体交渉を行い異動により通勤手当の戻し入れが発生し、戻し入れの金額が多かったために賃金控除して支払われるべき諸経費などが停止したために一時的に不利益を生じたが為に、その解消を求め申し入れました。

1. 通勤手当の精算による控除不能が発生しない仕組みを構築すること。

回答. 賃金規程等に則り、取り扱っているところである。

《交渉要旨》

- ・6月給与で支払われた新幹線通勤定期代が7月給与で差し引きした。通常取り扱い。
- ・住民税、共済会費、厚生諸控除など会社の責任で支払う部分は会社が立て替えてコンビニ払いとした。会社が行政対応することに限られ、労組控除、持ち株会は任意である。
- ・持ち株会で賃金控除できない場合は停止となり、再開は会員本人の申請が必要である。
- ・8月からは控除が止まっている部分があれば箇所長経由で当該社員に知らせている。今回のケースは7月であったので漏れていてお詫びする。

収入を超える戻し入れに問題はないのか？

通勤費をあらかじめ支払い、支払ったけど使用しない部分は返納という考え。手続きの手間を取らせたことは問題認識している。規程で行われていることなので新潟支社だけでは対応はできない。

今回のような事例は他にもあるのか？

通勤手当だけでなく休職などの場合もあるので、10万円以上の戻し入れは年50~60件、控除60~70件発生している。JINJREで整理しないと年末調整などに影響が出る可能性もある。今まで丁寧な説明はなかったが、8月以降説明するようにした。手続き開始のタイミングから異動する直前に支払う必要がないものが支給された。タイミングが悪かった。6月1日の異動であれば戻入はなかった。

労働組合の力で異動等に伴う通勤手当戻し入れに関する丁寧な説明を実現！！